



令和6年3月号

# 宮古労基署ニュース

宮古労働基準監督署 署長 下村 健治

令和5年度も今月で終わりで、年度末に突入です。年度末は年末と同じで、人事異動、決算、次年度の各種計画の策定、建設工事等年度末が期限の仕事の追い込みなどにより、業務繁忙となる事業場が多くあるかと思えます。

業務繁忙により懸念されるのが、長時間労働と労災事故です。

当然のことですが、繁忙期であっても時間外労働と休日労働は、36協定の範囲内とする必要があります。36協定を守ることが、過労死等(過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害)を防止する基本となりますので、適正な労働時間管理を行いましょう。

また、繁忙期は、「慌て」や「焦り」が原因のひとつと思われる労災事故が発生しています。よい新年度のスタートを切れるよう、「安全最優先」の考え方を基本に、あわただしい時期こそ、作業前点検の実施、安全な作業方法の確認などを着実に実施しましょう。

## 令和6年4月からの改正等に関して

来月から労働基準法、労働安全衛生法、改善基準告示で改正がありますので、あらかじめ確認しておきましょう。

- ①労働条件の明示
- ②建設業、自動車運転業務、医師に係る時間外労働の上限規制
- ③化学物質管理者の選任義務化等
- ④トラック、バス、タクシーにおける改善基準告示の変更

※このほかにも専門業務型裁量労働制や企画業務型裁量労働制においても改正が行われます。

労働条件明示事項が追加されます。明示のタイミングにもご注意ください。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. <b>就業場所・業務の変更の範囲</b>
有期 契約 労働者	有期労働契約の 締結時と更新時	2. <b>更新上限の有無と内容</b> (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) +更新上限を新設・短縮しようとする場合、 その理由をあらかじめ説明すること
	無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が 発生する契約の更新時	3. <b>無期転換申込機会</b> <b>無期転換後の労働条件</b> +無期転換後の労働条件を決定するに当たり、 他の正社員等とのバランスを考慮した事項の 説明に努めること

## 建設業に関する上限規制

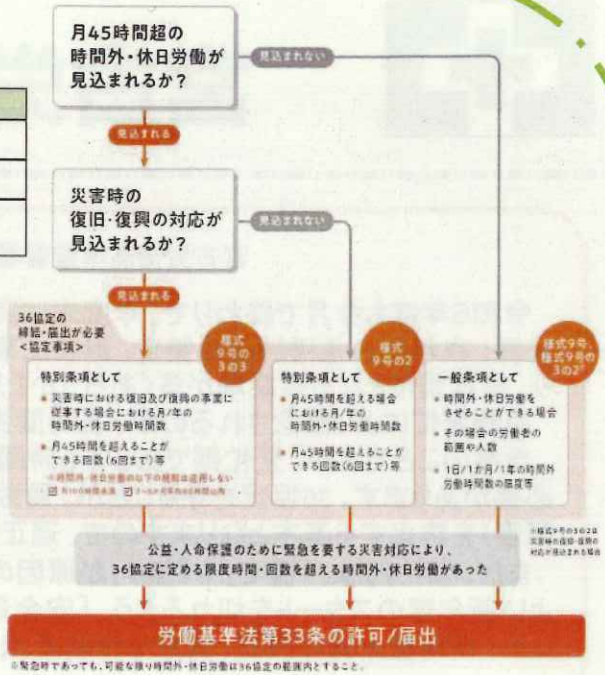
	上限
① 時間外労働1か月45時間を超える回数	年間6回まで
② 時間外労働（休日労働含まず）	年間720時間まで
③ 時間外労働・休日労働を合わせて	1か月100時間未満 複数月平均80時間以内

## 自動車運転の業務に関する上限規制

時間外労働（休日労働含まず）年960時間まで

※令和6年4月1日からは、自動車運転者の拘束時間の上限等を改正した改善基準告示の適用も開始されます。

様式第9号の3の4  
様式第9号の3の5(特別条項)



医療機関に適用される水準		特別延長時間の上限 (事業場単位の上限)	時間外・休日労働時間の上限 (個人単位の上限)
原則	A水準	月100時間未満/年960時間	月100時間未満/年960時間
特例水準 ⇒対象者の名簿を作成	連携B水準 (医師派遣を行う病院) ⇒自院での時間外・休日労働は年960時間であるが、副業・兼業をした場合、年1,860時間まで時間外・休日労働させることができる	月100時間未満/年960時間	月100時間未満/年1,860時間
	B水準 (救急医療等)	月100時間未満/年1,860時間	月100時間未満/年1,860時間
	C水準 (臨床・専門研修) (高度医療の研修研修)	月100時間未満/年1,860時間	月100時間未満/年1,860時間



※月100時間未満の上限については、直接指導による例外あり

様式第9号の4  
様式第9号の5(特別条項)



## 化学物質管理者の選任の義務

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場では化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者を選任しなければなりません。(業種・規模関係なし)

## 保護具着用管理責任者の選任の義務化

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる場合は、化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者を選任しなければなりません。

**タクシー・ハイヤー運転者の「改善基準告示」が改正されます。**

令和6年4月より適用予定です。

日勤の1か月の拘束時間 299時間 ↓ 288時間	日勤の1日の休息期間 継続8時間 ↓ 継続11時間を基本とし、継続9時間
------------------------------------	---

**トラック運転者の「改善基準告示」が改正されます。**

令和6年4月より適用予定です。

1年の拘束時間 3,516時間 ↓ 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	1か月の拘束時間 原則: 293時間 最大: 320時間 ↓ 原則: 284時間 最大: 310時間	1日の休息期間 継続8時間 ↓ 継続11時間を基本とし、継続9時間
---	---	--

**バス運転者の「改善基準告示」が改正されます。**

令和6年4月より適用予定です。

1年の拘束時間 原則: 3,380時間 最大: 3,484時間 ↓ 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	1か月の拘束時間 原則: 281時間 最大: 309時間 ↓ 原則: 281時間 最大: 294時間	1日の休息期間 継続8時間 ↓ 継続11時間を基本とし、継続9時間
--	---	--